

JALファミリークラブ

海外赴任者総合保障制度



海外旅行保険

※本保障制度はJALファミリークラブ会員かつJALカード会員のみご加入いただけます。



海外赴任者総合保障制度の特長

1. ご家族ぐるみで幅広い保障

安心と信頼のネットワークがあなたとご家族の海外赴任生活をサポートします。

2. 便利なカード決済

保険料はJALカードでの決済(円建て)となります。未加入の方は合わせてお申し込みください。

3. AIGの海外ネットワーク

AIG損害保険はAIGグループの一員です。AIG グループ(ニューヨーク証券取引所銘柄:AIG)は、世界の保険業界のリーダーであり、200 以上の国や地域で、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントをサポートするための保険ソリューションをAIG の事業、免許・認可およびその協力パートナーを通じて提供しています。

※日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。

AIG 損保

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

東京企業営業部

TEL: 03-6848-8500(大代表)

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

グローバルプロテクション株式会社

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口2-19-25 メゾンコスモス1F

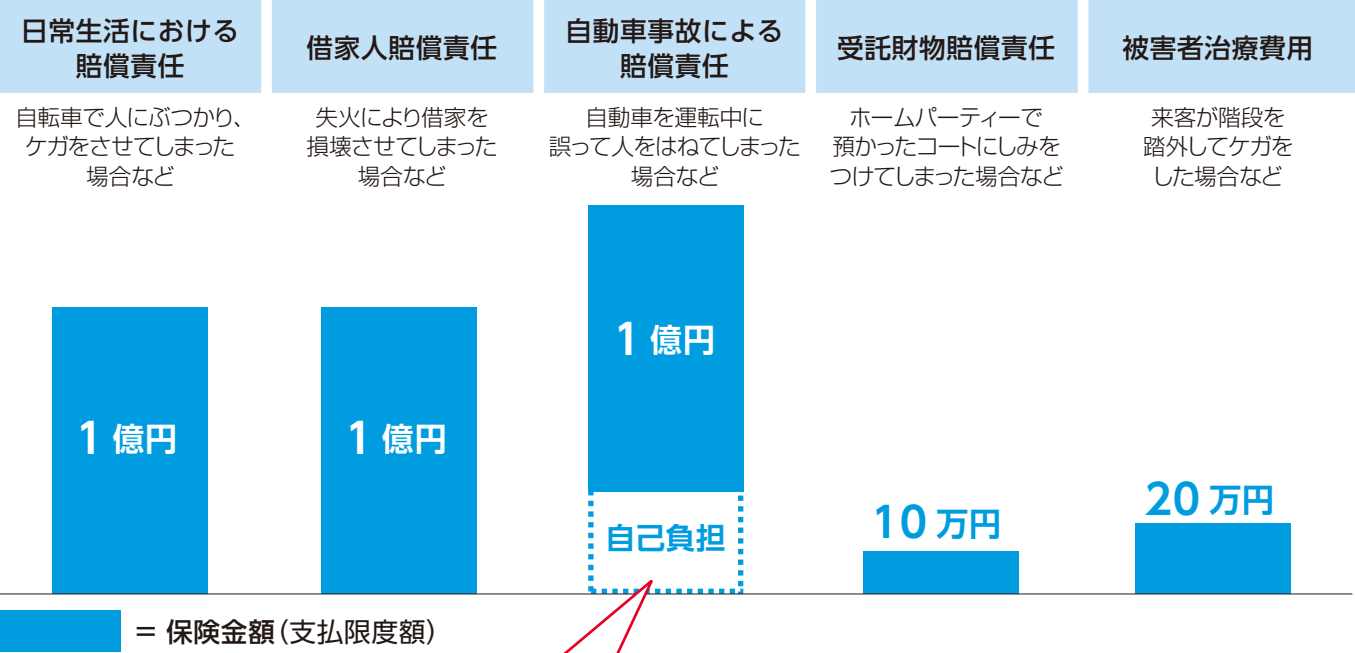
TEL：044-819-7314 FAX：044-819-7307

URL：http://www.global-protection.co.jp

e-mail：jalhoken@global-protection.co.jp

生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。思いもよらない高額な賠償金を請求されることもあります。

■こんな時にお役に立ちます。



自動車事故による損害賠償責任の補償については、事故発生地別免責金額（自己負担額）または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうち、いずれか高い額を超えた部分の損害賠償金が支払対象となります。（現地の自動車保険等）に加入する必要があります。）

上記自動車事故による賠償責任は現地で加入する自動車保険の上乗せ保険となります。

自動車事故による賠償責任の自己負担額（免責金額）

事故発生地（いずれも属領、信託統治を含みます。）		
北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他
US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000

（注1）同行のご家族（ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様）も対象となります。

（注2）業務に起因する事故については補償しません。

	傷害死亡	出張・駐在・留学中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合		生活用動産（長期用）	出張・駐在・留学中に携帯するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など。さらにアパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中のものが盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合も補償
	傷害後遺障害	出張・駐在・留学中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合		救済者費用追加費用（治療・救済費用にセットされています）	出張・駐在・留学中に行方不明になったり誘拐にあった場合に、親族（その代理人を含みます。）が現地に行く費用、捜索・救済費用など（300万円限度）を補償
	疾病死亡	出張・駐在・留学中に病気が原因で亡くなった場合（旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む）		緊急一時帰国費用（オプション）	出張・駐在・留学中に家族（※1）の死亡、危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償（海外渡航前からですに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。）また「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族（※2）の費用も補償
	治療・救済費用	出張・駐在・留学中にケガや病気で治療を受けた場合（旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む）の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族（その代理人を含みます。）が現地に行く場合など			

（※1）配偶者または2親等内の親族 （※2）配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等内の親族

海外に赴任するあなたとご家族を
安心と信頼のネットワークがサポートします。

アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間365日、日本語対応で、ご契約者の皆さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

アシスタンスセンターにおまかせ！！

- お客さまの満足度が高いサポート体制
海外で「信頼」できるAIG損保の損害サービス。お客さま満足度94%
※「満足」「やや満足」とお答えになったお客さまの場合（2024年 弊社実績）
- 世界の主要都市の医療機関で、お客さまをしっかりとサポート
米国を中心に、世界の主要都市の医療機関で、お客さまをサポートします。キャッシュレス・メディカルサービス（その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービス）を多くの病院で提供しています。
※提携する医療ネットワーク、サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります
- 医療サポート体制
大きなおケガや疾病に見舞われた時でも、AIG損保の損害サービスとアシスタンスセンターが、入院中のお客さまをしっかりとサポート。
医療搬送が必要な場合は、必要に応じて病院・医師と連絡を取り、お客さまのもしもを支えます。



海外での「困った」に24時間日本語でお応えします。

病気やケガに関するアシスタンス

- キャッシュレス・メディカルサービス
- 医療情報の提供
- 医師・病院の紹介、手配
- 電話による医療通訳サービス
- 入院・転院の手配
- 緊急移送時の輸送機関の手配
- 付添医師・看護師の手配
- 入院時のご家族への状況報告
- 捜索・救済機関の紹介・手配、救済者のホテルなどの手配、遺体移送

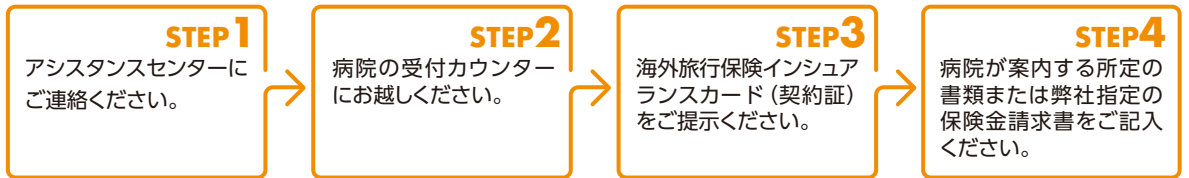
事故相談サポート

- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内
- 保険金請求手続きに係るご相談受付

キャッシュレス・メディカルサービスとは…

米国を中心に、世界の主要都市の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

【ご利用方法】



■ご利用に際してのご注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。 ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

※記載の内容は2025年6月現在のものです。今後予告なく変更または中止することがあります。

ご契約タイプ一覧表

- 本保障制度はJALファミリークラブ会員かつJAL
- 日本国外からのお申し込みはできません。出発
- ご契約タイプについてのご相談はパンフレット

カード会員の方のみご加入いただけます。
前にお申し込みください。詳しくは取扱代理店・扱者までご連絡ください。
裏面記載の取扱代理店までお願いします。

ご本人用プラン(満69才以下) 補償内容についてはP5・P6をご覧ください。

		北米 (アメリカ・カナダ)				ヨーロッパ・オセアニア				左記以外 (アジアなど)			
保 険 金 額	ご契約タイプ	2A1	2A2	2A3	1A3	2A4	2A5	2A6	1A5	2A7	2A8	2A9	1A7
	傷害死亡	1,000万円	3,000万円	100万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	100万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	100万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～ 1,000万円	90万円～ 3,000万円	3万円～ 100万円	30万円～ 1,000万円	30万円～ 1,000万円	90万円～ 3,000万円	3万円～ 100万円	30万円～ 1,000万円	30万円～ 1,000万円	90万円～ 3,000万円	3万円～ 100万円	30万円～ 1,000万円
	治療・救援費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無 制 限 ^(注)		—	3,000万円	無 制 限 ^(注)		—	3,000万円	無 制 限 ^(注)		—	3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	3,000万円	—	—	1,000万円	3,000万円	—	—	1,000万円	3,000万円	—	—
	家族総合賠償責任(家族共有) (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	被害者治療費用(家族共有) (支払限度額/被害者1名あたり)	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
	生活用動産補償 (長期用)(家族共有) (家財・身の回り品など 1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの 場合は5万円限度)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
年間保険料													
満29才まで		288,640円	308,540円	50,050円	246,910円	277,840円	297,740円	39,250円	236,110円	271,960円	291,860円	33,370円	230,230円
満59才まで		330,970円	350,870円	50,050円	282,500円	320,170円	340,070円	39,250円	271,700円	314,290円	334,190円	33,370円	265,820円
満69才まで		468,730円	488,630円	50,050円	398,350円	457,930円	477,830円	39,250円	387,550円	452,050円	471,950円	33,370円	381,670円

(注)無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※「ヨーロッパ・オセアニア」、「左記以外(アジアなど)」の契約については株式会社JALUX保険サービスでのお取り扱いになります。
※ご年令は旅行出発日時点となります。



重要

①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合

②申込人(加入依頼者)と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合

上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

オプションプラン

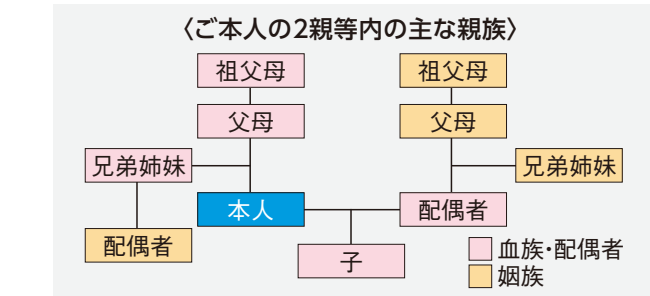
緊急一時帰国費用補償特約

緊急一時帰国費用補償特約は配偶者または2親等内の親族の死亡・危篤等※により一時帰国した場合に、往復の航空運賃、ホテル代などをお支払いします。
帯同家族がいらっしゃる場合には併せて家族緊急一時帰国費用補償特約もご選択ください。
※この特約において「危篤」とは、重傷または重病のために生命が危うく予断を許さない状態であると医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます)が判断した場合を言います。

 **重要** 緊急一時帰国費用は海外渡航期間開始前に発病した病気が原因となるものは対象となりません。

■ 本人のみ
下記の追加保険料をお支払いいただくことにより、ご本人の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

保険金額(支払限度額)	70万円
年間保険料	22,970円



■ ご家族
左記緊急一時帰国(本人のみ)の保険料に追加して下記の保険料をお支払いいただくことにより、帯同家族全員の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

保険金額(支払限度額) 1名あたり	70万円
年間保険料	25,280円

ご家族用プラン(1名につき)(満69才以下)

ご契約タイプ		2D4	2D6	3AB
保 険 金 額	傷害死亡	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	90万円～3,000万円	30万円～1,000万円
	治療・救援費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限(注)	無制限(注)	3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	3,000万円	—
年間保険料				
満5才まで		436,410円	—	363,280円
満29才まで		239,050円	258,950円	197,320円
満59才まで		281,380円	301,280円	232,910円
満69才まで		419,140円	439,040円	348,760円

(注)無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※ご年令は旅行出発日時点となります。

ご家族の追加加入について
ご本人の出発前に本人プランと一緒にお申込みください。なお、本人プランの家族総合賠償責任、被害者治療費用、生活用動産補償は、同行のご家族(ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様)も対象となりますので、手続きは不要です。

お申し込みについて
ご出発日が確定しましたら、お早めにお手続きください。ご出発後、**日本国外からのお申し込みはできません**のでご注意ください。
保険料のお支払いについて
JALカードでの決済となります。お申込み後お客さま宛に保険料決済用のメールが届きますのでJALカードにてお支払いください。未加入の方は審査に1か月を要しますのでJALカードへのお申し込みをお早めにお願致します。

契約上のご注意

- この保険は駐在・研究留学の目的をもって、自宅を出発してから自宅に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次の場合はお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となる場合があります。)
 - 永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
 - 帰国の予定が不明確な場合
 - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合など
 - 一般学生としての留学
- 加入依頼者と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供するほかの保険契約や共済とそれぞれと合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。
- この保障制度の保険期間は1年となります。**出張・駐在予定期間が1年を超える場合には保険期間を1年間と設定し、満期(保険終期)日以降のご契約については、延長・更新手続きいただきます。(満期3か月前にご通知させていただきます)。
- 生後6か月から満69才以下の現症・既往症※の無い方を被保険者としてご加入いただけます。
※現症・既往症とは、次の場合をいいます。
 - 現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診療、治療、投薬のいずれかをすすめられている場合
 - これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある場合
- 駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
- 治療・救援費用はケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からいずれの場合もその日を含めて180日以内の実際に負担した費用をお支払いいたします。また、既往症、歯科疾病等はお支払の対象となりません。
- 緊急一時帰国費用(オプション特約)**
 - 本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店・扱者または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引き受けができないことがありますので、予めご了承ください。
 - 家族緊急一時帰国費用追加補償特約は、緊急一時帰国費用補償特約とセットしてのご契約となります。また「帯同家族」とは、ご本人の配偶者、お子様、およびご本人と生計を共にするご本人の3親等内の親族をいいます。
 - ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、加入依頼者またはご本人が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定されるとき、または制定されていることをお知りになったときはお申し出ください。
- 解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を「解約請求日」とし、満期(保険終期)までの未経過保険期間に対する保険料を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過保険期間に対する保険料を1か月単位で返還しますので、未経過保険期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予めご了承ください。
- 治療・救援費用**
被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。

海外赴任者総合保障制度の概要

＊ 補償項目		
＊	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
傷害後遺障害	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。	●妊娠・出産・早産 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などをしている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 ●旅行行程中に病気により死亡した場合 ●旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(※1)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合(※2) ●旅行行程中に感染した感染症(※3)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合(※1)その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。 (※2)旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 (※3)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症をいいます。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 など
治療・救済費用	<傷害治療費用部分> 旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) <疾病治療費用部分> 次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1回の病気につき、ご契約の保険金額限度) ①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(※1)により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②旅行行程中に感染した感染症(※2)により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 <救済費用部分> 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ①旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合 ②旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合 ③旅行行程中に発病した病気(※3)が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 ④旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気(※3)が原因で継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります) ⑤旅行行程中に搭乗中の航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ⑥旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合 ⑦旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合(300万円限度)(※4) など (※1)その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。 (※2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症をいいます。 (※3)旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。 (※4)「救済者費用等追加補償特約」が自動セットされ、補償対象となります。 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 <傷害・疾病治療費用部分> ●病院に支払った治療に関する費用(医師の診察費(※5)、入院費、手術費、薬剤費)、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費 ●入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度) ●医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費(※6) ●法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 <救済費用部分> ●捜索救助費用 ●現地までの救済者の往復交通費(3名分まで) ●救済者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●ファミリープランの場合、被保険者が前記<救済費用部分>の①から⑥までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用(※7)(100万円限度) ●救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費(合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度) (※5)保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。 (※6)払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。 (※7)花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。	●故意または重大な過失 ●自殺行為(※1)、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転(※1)、酒気帯び運転(※1)、麻薬などを使用しての運転中の事故 ●妊娠・出産・早産(※2)による疾病および歯科疾病(※3)の治療 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 ●特に危険な運動中のケガや病気(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などをしている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など (※1)その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用を除きます。 (※2)保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動的にセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。 (※3)保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、旅行行程中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。

＊ 補償項目											
＊	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合									
生活用動産(長期用)	海外現地の宿泊・居住施設に保管中の家財(※1)および通学・買物・旅行などの際に携帯している身の回り品(※1)が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合、家財・身の回り品など1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは合計5万円)を限度として、時価額(※2)で算定した損害の額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。(同一保険年度ごとに、ご契約の保険金額限度) (※1)被保険者の所有物または被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物をいいます。 (※2)保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物などは含みません。 (注2)旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度) (注3)この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。	●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中の事故 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など									
家族総合賠償責任および被害者治療費用	次の場合に保険金をお支払いします。 <家族総合賠償責任部分> ●被保険者が、海外滞在中に次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。ただし、自動車の所有・使用・管理に起因する損害については、損害賠償金が現地自動車保険の支払額を超過した場合に限ります。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ②日常生活に起因する事故 ●海外滞在中に渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設などの所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって、次のような損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ①ホテルなどの宿泊施設の客室に与えた損害(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。) ②レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ③火災・爆発・破裂および漏水、放水または溢水による水漏れにより住宅に与えた損害 ●住宅内に一時的に預かった物(パーティー招待客のコートなど)を損壊(盗難を除きます。)し、法律上の損害賠償責任を負った場合 <被害者治療費用部分> 法律上の賠償責任はなくても、住宅内で来客などがケガをしたり、日常生活に起因して他人にケガをさせて、その治療費用を負担した場合 (注)これらの特約はご家族も被保険者となります。 【お支払いする保険金】 <家族総合賠償責任部分> 損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度)。ただし、住宅内で一時的に預かった物に与えた損害については10万円を限度とします。また、訴訟費用などは、自動車事故を除き、別枠でお支払いします。 (注1)自動車事故については、次表の事故発生地別免責金額(自己負担額)または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうち、いずれか高い額を超えた部分の損害賠償金が支払対象となります。 <table><tr><th colspan="3">事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)</th></tr><tr><td>北米、ハワイ、グアム、サイパン</td><td>ヨーロッパ、オセアニア</td><td>アジア、中南米、アフリカ、中東、その他</td></tr><tr><td>US\$250,000</td><td>US\$100,000</td><td>US\$30,000</td></tr></table> (注2)賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 <被害者治療費用部分> 被害者1名につき、補償限度額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。	事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)			北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000	<家族総合賠償責任部分> ●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●船舶、航空機の所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 など <被害者治療費用部分> ●職務遂行に直接起因する他人の身体障害 ●同居の親族の身体障害 ●船舶、航空機・自動車の所有・使用・管理による他人の身体障害 ●心神喪失による他人の身体障害 など
事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)											
北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他									
US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000									
オフショーン緊急一時帰国費用	海外渡航期間中に生じた次の事由により一時帰国した場合、実際にご負担した費用をお支払いします。(1回の一時帰国につき、ご契約の保険金額限度) ①配偶者または2親等内の親族の死亡 ②配偶者または2親等内の親族の危篤 ③配偶者または2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 (注)前記の事由が生じた日を含めて10日を経過した日までに一時帰国し、かつ、帰国日(入国手続きを完了した日)を含めて30日以内に再び海外の住宅へ戻ることが支払要件となります。 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●往復交通費 ●宿泊料(14日分限度) ●通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費などの諸雑費(宿泊料と合計で20万円限度) (注1)同一の事由により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は支払対象外となります。ただし、同一の配偶者または2親等内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国日を含めて30日以内に死亡したときは、2回目の一時帰国に要した費用も支払対象となります。 (注2)ご契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受ける場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。 <家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットする場合> 被保険者に帯同する家族(配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等内の親族)が一時帰国した場合に支出した費用を、追加してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●海外渡航期間開始前に発病した病気 ●配偶者または2親等内の親族に「保険金をお支払いする主な場合」①②の原因または③が生じる前に購入または予約していた航空券などを利用して一時帰国した場合 など									